



緑豊かな北大阪都市みのお

箕面市

平成30年(2018年)7月9日

業者各位

みどりまちづくり部建築室長

質疑応答について(回答)

下記工事の質疑に対する応答について、別紙のとおり回答致します。

記

工事名 (仮称)消防分署東B拠点新築に伴う実施設計委託

質 疑 応 答 書

工 事 名 (仮称)消防分署東B拠点新築に伴う実施設計委託

質疑年月日 平成30年(2018年)7月5日

回答年月日 平成30年(2018年)7月9日

担 当 課 みどりまちづくり部建築室

番号	図面番号	質 疑 事 項	回 答
1	委託仕様書	基本設計等を基に実施設計のみ行うものと考えて宜しいですか。	基本設計も含めての契約となります。
2	委託仕様書	設計意図伝達業務は別途として考えて宜しいですか。	施工者への意図伝達業務は別途とします。
3	委託仕様書	支払い条件は業務完了時のみでしょうか。	支払い条件は業務完了時のみです。
4	委託仕様書	監理業務は随意契約又は別途どちらになりますでしょうか。	現時点では未定です。
5	委託仕様書	委託名が、実施設計委託となっていますが、仕様書2ページ目に記載の内容より、今回業務は、構造や規模の比較検討を行う基本計画、基本設計段階からの業務と考えればよろしいでしょうか。	基本設計も含めての契約となります。
6	委託仕様書	委託期間の中で、「概算工事費算出については、平成30年10月30日までとする。」とありますが、この概算工事費の算出は、既に作成されている基本設計を基に行うものと理解すればよろしいでしょうか。	既に作成されている基本設計はなく、当委託にて作成するものです。作成した基本設計に基づき概算工事費を算出します。

番号	図面番号	質 疑 事 項	回 答
7	委託仕様書	<p>その他条件の中で、「実施設計業務にあたっては、貸与する資料を参考とする他、十分に現地を調査し、現況を把握すること。」とありますが、この《貸与する資料》の中に基本設計図書が含まれると理解すればよろしいでしょうか。</p>	<p>番号6のとおりです。</p>
8	委託仕様書	<p>その他条件の中で、「本業務に伴う関係者との打ち合わせに同席し、必要な説明・助言等を行うこと。」とありますが、「本業務に伴う関係者との打ち合わせに同席とは、設計内容の協議打ち合わせ以外に同席が必要な会議があるとのことでしょうか。具体的にあれば、お示してください。頻度等についてもお示してください。</p>	<p>具体的に特定の会議はありません。</p>
9	委託仕様書	<p>その他条件の中で、「構造計算に使用するプログラムは、大臣認定を取得したものとする。」とありますが、大臣認定を取得したプログラムでは、構造体の形状に制限等があるかと思いますが、基本設計において大臣認定を取得したプログラムの利用で計算が可能との判断でしょうか。</p>	<p>番号6のとおり、基本設計はありません。</p>
10	委託仕様書	<p>実施設計業務費を適切に見積もるため、基本設計の概要（基本図・設備概要等）をお示してください。</p>	<p>番号6のとおり、基本設計はありません。</p>

番号	図面番号	質 疑 事 項	回 答
11	委託仕様書 P. 1～P. 4	<p>本件、委託仕様書には「実施設計業務」の記載はございますが、「基本設計業務」に関する記載が見当たりません。本業務の前段となる基本設計業務については、既に実施済で成果品があり、本業務を進めていく上で資料を貸与して頂けるものと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>当委託には基本設計を含みます。</p>
12	委託仕様書 P. 1～P. 4	<p>委託仕様書に記載されている「地質調査業務（ボーリング、標準貫入試験）」について、下記4点の業務内容と規模をご教示願います。</p> <p>①ボーリングの深さ、本数、補正条件の考え方 （例） 土質ボーリング（砂・砂質土）市場単価66mm せん孔深度補正：50m以下 せん孔方向：鉛直下方</p> <p>②標準貫入試験の種別、回数 （例）標準貫入試験（粘性土・シルト）市場単価30回</p> <p>③資料採取の有無 （有の場合は資料採取の種別、試料数）</p> <p>④室内土質試験の有無 （有の場合は室内土質試験の種別、試料数）</p>	<p>委託仕様書10.に記載のとおり、ボーリングについてはφ66mm、深さ10m、3本、標準貫入試験はJIS A 1219に基づく方法の30回でお願いします。試料採取は、1mあたり1回行うものとし、室内土質試験は不要とします。</p>

番号	図面番号	質 疑 事 項	回 答
13	委託仕様書 P. 1～P. 4	本業務の建設候補地もしくは周辺に関する敷地測量ならびに地質調査の既存成果品については、一式貸与頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	既存敷地境界図を貸与することは可能です。地質調査資料はありません。
14	委託仕様書 P. 1～P. 4	本件、委託仕様書には敷地調査等の「測量業務」に関する記載が見当たしません。本業務では測量業務は実施しないものと考えてよろしいでしょうか。 また業務を進めていく中で、測量を実施する必要がある場合は別途設計変更の対象として頂けますでしょうか。	本業務に測量は含みません。必要が生じた場合は、その都度協議するものとします。
15	委託仕様書 P. 1～P. 4	本業務の「実施設計業務」において下記業務は含まれているでしょうか。ご教示願います。 ①通信鉄塔又は電波塔の設計。 ②免震構造導入に関する検討。	含みません。
16	委託仕様書 P. 1～P. 4	本業務において現状想定されている関係機関協議の具体的な相手先とその数、協議回数をご教示願います。また本業務における関係機関との協議回数が、当初委託仕様書で想定されている回数より増える場合は、契約締結後に設計変更の対象となるのでしょうか。ご教示願います。	委託仕様書9. 記載の各届出の窓口 ①都市計画法に基づく開発行為許可申請又は開発許可不要証明申請 ②建築基準法に基づく計画通知 ③建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく届出 ④箕面市まちづくり推進条例に基づく届出 ⇒①～④審査指導室 ⑤景観計画、都市景観条例に基づく届出 ⇒まちづくり政策室 ⑥消防法に関する届出 ⇒消防予防室 設計変更の対象となるかは協議回数増加等の根拠等により決定するものとします。

番号	図面番号	質 疑 事 項	回 答
17	委託仕様書 P. 1～P. 4	本業務の「実施設計業務」、「実施設計に伴う許可申請書又は届出書の作成及び提出、内容に係る協議」、「許可申請・届出手数料」、「地質調査業務」、「透視図作成」について適用されている積算基準をご教示願います。	箕面市が定める設計業務委託料算定基準によります。
18	委託仕様書 P. 1～P. 4	本業務において、「地域住民への説明会」は別途実施される予定でしょうか。	「地域住民への説明会」は別途実施します。
19	委託仕様書 P. 1～P. 4	本業務で現状想定されている「地質調査業務」の内容が「実施設計業務」を行って行く中で、別途必要な項目が発生した場合は契約締結後に設計変更の対象となるでしょうか。ご教示願います。	番号12のとおりとします。別途必要な項目が発生した場合は、その都度協議するものとします。
20	委託仕様書 P. 1～P. 4	委託仕様書「8. 実施設計業務 主要設備」の項目に記載されている自家発電設備の容量・規模をご教示願います。	本業務において、必要容量、規模の計画を行うものとします。
21	委託仕様書 P. 1～P. 4	委託仕様書「9. 実施設計に伴う許可申請、届け出業務」の項目①に記載されている「開発行為許可申請又は開発許可不要証明申請」について、現状想定されている見込みをご教示願います。	開発行為許可申請又は開発許可不要証明申請のどちらの手続きとなるかは、所管課との協議により決定します。
22	委託仕様書 P. 1～P. 4	委託仕様書「9. 実施設計に伴う許可申請、届け出業務」に係る開発面積については、敷地面積（約2,350㎡）と同じであると考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。

番号	図面番号	質 疑 事 項	回 答
23	委託仕様書 P. 1～P. 4	委託仕様書「9. 実施設計に伴う許可申請、届け出業務」の項目⑦に記載されている「その他当該計画に係る法規制に伴う申請、届出」については、具体的にどのような業務内容を想定されているのでしょうか。ご教示願います。	番号16のとおりとします。 その他関係する法規制に伴う届出が必要になる可能性があります。
24	委託仕様書 P. 1～P. 4	委託仕様書「14. その他条件」において「構造計算に使用するプログラムは、大臣認定を取得したものとすること。」と記載されております。業務内容がかなり制約されるものと考えておりますが、本業務を実施する上では絶対条件と考えてよろしいのでしょうか。 また絶対条件である場合は、今回大臣認定を取得したものとする理由をご教示願います。	「大臣認定を取得したもの」とは構造計算において原則として定めた条件です。設計上、認定プログラムの適用が不適切であると認められた場合は、協議のうえ、条件を変更するものとします。
25	委託仕様書	項目：8. 実施設計業務 ．主要室について 仮眠室、浴槽は男女別々で設ける想定でしょうか。 更衣室は設けないものと考えて宜しいでしょうか。	仮眠室、浴槽は男女別々で設けます。 更衣室は設けないものとします。
26	委託仕様書	項目：8. 実施設計業務 ．主要設備について 発電設備、自家発電その他設備で非常用発電機と記載がございますが、別々に設けるのではなく、合わせて1台設けるものと考えて宜しいでしょうか。	よろしいです。